

一般財団法人広島県剣道連盟

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

1 審査会を開催するにあたって

- (1) 広剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、広島県及び審査会場となる施設の方法を遵守するものとする。
- (2) 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、このガイドラインの内容を徹底する。
- (3) 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるための工夫をし、余裕を持って進行する。
- (4) 主催者は、受審者並びに関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
- (5) 受審者並びに関係者は、ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

2 受審にあたって（主催者側からの事前依頼）

- (1) 受審者に対し、次の場合には受審を見合わせてもらう。
 - ア 基礎疾患のある者（糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析をうけている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など）これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。
 - イ 体調の良くない場合
発熱（一般的には37.5度以上ある者をいう）、咳、咽頭痛等の症状のある場合。
 - ウ 家族、身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) 受審者は、自宅と審査会場の往復、および審査時以外（待機中も）もマスクを着用し、感染予防に努める。
- (3) 審査会場には、見学者、付き添いは入場させない。（保護者は送迎のみ）
- (4) 審査会場内での密集を避けるため、可能な限りあらかじめ着替えを行ったうえ入場する。

3 審査会の受付時

- (1) 受審者は、手指消毒、体温測定、受付を行う。なお、密集状態にならないように時間差、段位別等で行う。
- (2) 体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない。
- (3) 人と人との距離を1m～2m程度とる。
- (4) 体調の確認をする。

4 実技審査時

- (1) 面マスクを必ず着用する。
- (2) 受審者の交代方法(押し出し方式等)を検討する。
- (3) 過剰な鏝競り合いの解消に努める。

5 日本剣道形審査時

- (1) 組の間隔を確保する。(できれば2 m以上)
- (2) マスク等を着用して受審する。

6 学科試験(レポート提出)

- (1) 事前の講習会時に3問出題し、審査当日に持参させ、受付時に提出する。
- (2) 当日持参しなかった受審者には、後日提出させる。(提出日を決める)
- (3) 講習会に参加の者は、主管団体に学科問題の出題について問い合わせる。

7 登録料

- (1) 振り込みを検討する。

8 主催者側(審査員、役員、立ち合い者、係員等)の留意事項

- (1) 審査会場は常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- (2) 体調の管理をする。
- (3) マスクまたはフェースシールドを着用する。
- (4) 施設内に消毒用アルコール等を設置する。
- (5) 対策責任者、担当者を設定し、本対策の徹底を図る。
- (6) 3密にならないように方法を検討し指示する。

9 その他

- (1) 待機者は、観覧席等で密集にならないよう席の間隔を空けて使用する。
- (2) 受審者ならびに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。
- (3) 審査終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。